

# かたひがし

健康で文化の香りただよう村に

□発行 新潟県潟東村役場  
□編集 総務課

## 議会たより

### 第一回臨時会

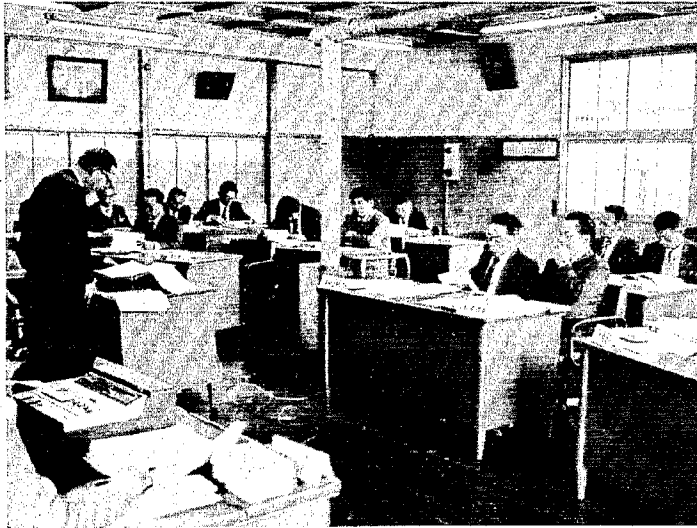
第一回臨時会は、二月七日開会されました。

議案第一号 潟東中学校管理棟改築(第二期)工事(建物本体工事)請負契約について、上程、提

案理由の説明がなされました。  
内容は、  
契約金額 七〇、五〇〇千円  
契約の相手方 西蒲原郡巻町株式会社 水倉組  
全会一致原案可決

### 第一回定例会

昭和五十四年、第一回定例会は三月六日より三月十日までの五日間の会期として開かれました。



三月六日は議案を一括上程、村長の提案理由の説明、予算等審査特別委員会(委員長広木東西)を設置し議案第一号より議案第十二号の十二議案を委員会に付託し散会。三月七日日本会議一般質問。三月八日予算等審査特別委員会。三月十九日予算等審査特別委員会。三月十九日日本会議予算等特別委員長報告、採決、追加議案上程、村長の提案理由の説明、これを採決し開会した。

議案の内容は次の通り

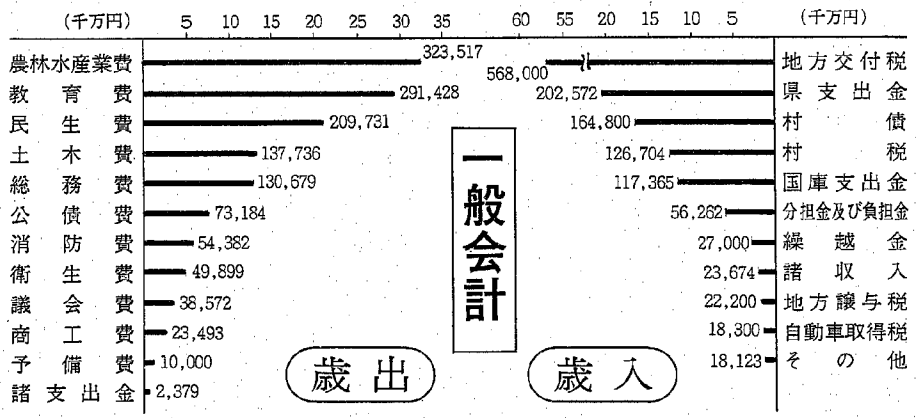
◎議案第一号 昭和五十四年度潟東村一般会計予算、予算の総額は歳入歳出それぞれ、三四五〇〇千円とし主なる歳入は、村税一六、七〇四千円、地方交付税五六八、〇〇〇千円、国庫支出金一一七、三六五千円、県支出金二二、五七二千円、村債一六四、八〇〇千円であり、主なる歳出は総務費一三〇、六七九千円、民生費一〇九、七三三千円、農村水産業費三三、五一一千円、土木費一三七、七三六千円、教育費二九一、四二八千円であり、昨年当初予算より一六、九五%増であります。

◎議案第二号 昭和五十四年度潟東村国民健康保険特別会計予算、予算の総額は歳入歳出それぞれ三六二、四〇五千円とし主なる歳入は国民健康保険税一三〇、九三五千円、国庫支出金一一三、四一七千円、繰越金一四、〇〇〇千円であり、主なる歳出は、総務費 四、三八一千元保険給付費二四〇、九六五千元であり、昨年当初予算より二・三%増であります。

◎議案第三号 昭和五十二年度潟東村一般会計補正予算(第八号)は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二七、八七二千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一、三八四、六三九、千円とし、  
◎議案第四号 昭和五十二年度潟東村国民健康保険特別会計補正予算(第二号)は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一、〇三六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三四七、三五七千円とした。  
◎議案第五号 潟東村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、内容は、議長月額一六千円、副議長月額一〇千円、議員月額九千円とし、四月一日から施行する。  
◎議案第六号 潟東村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、村長月額四〇千円、助役三二二千円、収入役二九五千円に、四月一日から施行する。  
◎議案第七号 潟東村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、農業委員他の非常勤のもの月額等の改正であり、四月一日から施行する。  
◎議案第八号 潟東村消防団員の完員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員の年額等の改正であり四月一日から施行

# 一般会計 歳入・歳出 予算総額 13億4,500万円

## 前年度当初予算比較 17%増



### 五十四年度は「こんな仕事を!!」 投資的経費にウエイト

昭和五十四年度湯東村一般会計予算は、前年度当初予算に比較して一億九、五〇〇万円、一七%の増です。地方財政計画に則り投資的経費の増大を図るとともに、一般行政経費の節減に努めて編成し、国の景気回復策に呼応した重点的な配分に努めました。歳出の費目別についてお知らせします。

◆民生費  
近年低成長期を迎え福祉の面にも見直しが言われております。この事は単に財政的発想としてとらえるばかりでなく、物質万能の福祉から人間本来の心の豊かさを求める福祉追求を基調とした見直しとして評価することも出来ます。このような福祉をとりまく環境であり、村に於ける福祉施策に対する取り組みは、福祉の後退はあり得ないという立場で施策の推進を図り、地域住民の参加と相互助け合いを理念とする社協活動との連携を図りながら進めなければなりません。

◆農林水産業費  
中核農家稲作経営研究会が発足して本年度三存目を迎えました。年々成果をおさめ集約的生産組織のリーダーとして活躍してきています。農業後継者の育成対策及び、畜産振興の奨励、農用地高度利用促進事業小規模基盤整備事業で、

最近、国鉄再建策の一環として国鉄ローカル線の不採算路線の鉄道を廃止し、バス輸送への転換が計画されているが、政府、国会において、国鉄経営改善の総合的施策を樹立し、国鉄ローカル線の果たすべき使命及び逼迫した地方財政の現状を考慮した国鉄ローカル線対策を確立されるよう強く要望する。全会一致可決。

◆土木費  
総額一三七、七三六千円を計上いたしました。次の諸事業を推進して、農村総合整備モデル事業と相まって、さらに道路の整備充実を図って参りたいと存じます。

村道補修事業に五、〇〇〇千円、部落配分砂利費等五、五〇〇千円、道路の補修に三、〇〇〇千円、及び除雪車の購入費二〇、九〇〇千円を主とした除雪費を計上いたしました。

◆衛生費  
健康で住みよい村づくりを進めることは、村民の願いであります。自分の健康は、自分で管理するの原則に立ち、一家の中心となる働きざかりの成人者に対する成人病予防を中心とした総合保健対策を重点といたしたいと思います。総合検診をはじめ、胃腸検診、婦人検診、糖尿病検診をより充実させ継続して実施する方針であり、それぞれ計上をいたしました。

◆教育費  
教育費につきましては、湯東村発展の礎となるのは教育の向上であり、学校教育、社会教育の教育環境整備に意を配りましたが、激動する社会にあつて学校教育は児童、生徒一人ひとりが豊かな人間に育つよう、社会教育では新しい時代に即応しながら、あらゆる機会と場をとらえて住民の自発的学習意欲の高揚をはかること共に昭和三十四年度予算は、施設設備を軸として教育効果の向上につとめたいと存じます。

◆消防費  
湯東消防事務組合負担金は三二、七〇〇千円を計上前年度より五四七千円の減となりました。防火用水確保のため、国庫補助対象基準に基づく四〇〇mの防火水槽四分の設置費八、三六〇千円を計上いたしました。

◆議案第九号 湯東村税条例の一部を改正する条例について、昭和五十四年度分の固定資産税に限り、第一期の納期を一月遅らせて五月十六日から同月三十一日までとする。

◆議案第十号 湯東村手数料徴収条例の一部を改正する条例について、内容は「印鑑登録証一件につき五十円」を「印鑑登録証一件につき百円」に改める。四月一日から施行する。

◆議案第十一号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、内容は、第六条第一項中「六万円」を「八万円」に改める。(助産費一万円引き上げ)第七条中「一万五千元」を「二万円」に改める。

◆議案第十二号 湯東村職員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、内容は、村長の事務部局の職員四十四人を四十一人に、教育委員会の所管に属する職員十四人を十八人に改めるものであります。四月一日から施行する。

予算審査特別委員長報告の概要。三月六日、第一回定例会において付託されました。議案第一号から議案第十二号までの十二議案に

◆議案第十号 湯東村手数料徴収条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第十一号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第十二号 湯東村職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第十三号 湯東村道路線の認定について。

○路線番号、高速度道路側道線  
起点、湯東村大字大曾根(字卯八郎) 延長、五五、五八、九〇m、巾六、五五、五八、九〇m、巾三、七〇m、起点、水沢新田(字三) 延長、一、九七、二〇m、巾五、三三、一〇、三三m、○三三、一〇、三三m、大字赤島新田(終点、大字赤島新田(赤島)の旧道) 延長、五〇三、四〇m、巾四、四〇m、七、九m、合計八、〇五三、四〇m、一致可決。

◆議案第十四号 国鉄ローカル線対策の確立に関する意見書について。

提出者 小林昭平  
賛成者 吉崎春治  
池浦秀雄  
岡本三二  
中山竜雄  
赤塚 寛

◆議案第十五号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第十六号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第十七号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第十八号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第十九号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第二十号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第二十一号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第二十二号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第二十三号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第二十四号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第二十五号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第二十六号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第二十七号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第二十八号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第二十九号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第三十号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第三十一号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第三十二号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第三十三号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第三十四号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第三十五号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第三十六号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第三十七号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第三十八号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第三十九号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第四十号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第四十一号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第四十二号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第四十三号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第四十四号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第四十五号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第四十六号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第四十七号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第四十八号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第四十九号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)

◆議案第五十号 湯東村国民健康保険条例の一部を改正する条例(原案可決)



家屋調査および家屋などにかかる税についてお知らせします。

◎この調査は、自治大臣の定める評価基準によつて家屋評価をするため実際にかかった建築費とはなりません。

◎この調査で評価した価格が、村の固定資産税及び県の不動産取得税の算定基礎となります。

◎調査の結果、固定資産課税台帳に登録され、毎年三月一日から三月二十日まで役場で台帳の縦覧が行われますが、今年は四月九日から二十八日までに変更になります。

記

一、税金は次のようになります。

固定資産税(村税)  
評価額×一〇〇分の一・四四税額

不動産取得税(県税)  
住宅の場合  
評価額×三五〇万円×一〇〇分の三三税額  
店舗、作業場、倉庫などの場合  
評価額×一〇〇分の三三税額

※評価額が三万円以上になるとかかります。

二、次のような方は、手続をする税金がもどります。

◎不動産取得税の還付(県税)  
ア、土地を買って二年以内に住宅を新築して、すでに土地の取得

### 税のお知らせ

### 家屋を建てられた皆様にお知らせ

### 受け、手 をき減を 害とのき 災た税続

この度の「三三三」春台風により、住宅や家財に損害を受けた方はおられませんか? 損害を受けた方については、その損害額の程度によつて所得税の雑損控除を受けられる場合があります。来年度の確定申告の際にこの控除を受けるためにあらかじめ損害額の計算をしておきましょう。

税を納められた方

イ、申請場所 巻財務事務所  
ウ、必要書類等  
○住宅の登記簿謄本  
○土地の取得税の領収書  
○印鑑

◎所得税の還付  
ア、一六五㎡(五十坪)以下の住宅を新築された方は、確定申告をすると最高三万円(三年間もとります)。

イ、申請場所 巻財務事務所  
ウ、必要書類等  
○住宅の登記簿謄本  
○床面積を明らかにする図面  
○請負契約書又は売買契約書に建築年月日などを明らかにする書類  
○住民票の写し  
○源泉徴収票  
○印鑑

以上のほか、税についての相談や心配がありましたら、いつでもお気軽に税務課におたずねください。

昭和五四年年度から、自動車税の率が家用自動車については、おおむね一〇%、観光貸切用バスについてはおおむね五%引き上げられました。

主な税率は次のとおりです。

家用

◎四輪の小型乗用車  
総排気量が一リ以下のもの  
一五、五〇〇円

◎排気量が一リを超える  
一、五リ以下のもの  
三〇、〇〇〇円

◎総排気量が一、五リを超えるもの  
超えるもの  
三四、五〇〇円

トラック

◎最大積載量が一ト以下のもの  
七、〇〇〇円

◎最大積載量が四トを超えるもの  
超え五ト以下のもの  
二二、〇〇〇円

◎最大積載量が九トを超える一〇ト以下のもの  
超え一〇ト以下のもの  
四六、〇〇〇円

### 子どもさんのしあわせのために 「家庭児童相談室」からのお知らせ

西浦原社会福祉事務所に「家庭児童相談室」が設けられています。

子どもたちが明るく健やかにたくましく成長してほしい……。これはすべての人の願いです。子どもさんのしあわせのためにも一人でもやまず、どんな小さなことでも気軽に相談してください。

例えば

○ わがままや、友だちのできない子ども、イライラしたり、おちつきのない子ども、ねえする子どもなど。

○ ちえおくれ、どもりやことばのおそい子ども、ことばがはつきりしない子どもなど。

○ 学校や保育所(幼稚園)をきらい自分勝手に休んでいる子どもなど。

○ ぬすみ、けんか、乱暴、夜あそびする子どもなど。

○ 子どもが親やおとしりとうまくゆかない子どもなど。

○ 子どもがまかせにしている家庭や親のない子ども。また、生活が苦しいため育てられないなど。

○ 体が弱い、手足、目や耳の悪い子どもなど。

その他、子どものごで困っていることなど。

相談のしかた

相談は直接福祉事務所へおでかけください。もし、都合の悪い方は手紙か電話でも結構です。場合によっては、相談員がお宅へお伺いします。相談は、秘密を守りますので安心ください。

相談日は毎週月曜日から金曜日までとし、午前八時三十分から午後五時まで。

相談の場所

巻総合庁舎二階  
巻町大字赤さび字谷内二八五一番地

西浦原社会福祉事務所「家庭児童相談室」  
電話 (〇二五六七) (二一五二二) (内線二二五)

交通の案内

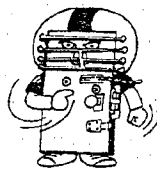
巻駅前バス停より「日根行」「加茂行」「蕨車庫行」に乗り、「巻総合庁舎前」で下車して下さい。

歩いて巻駅前から十五分くらいです。

## お宅のカギは何点ですか

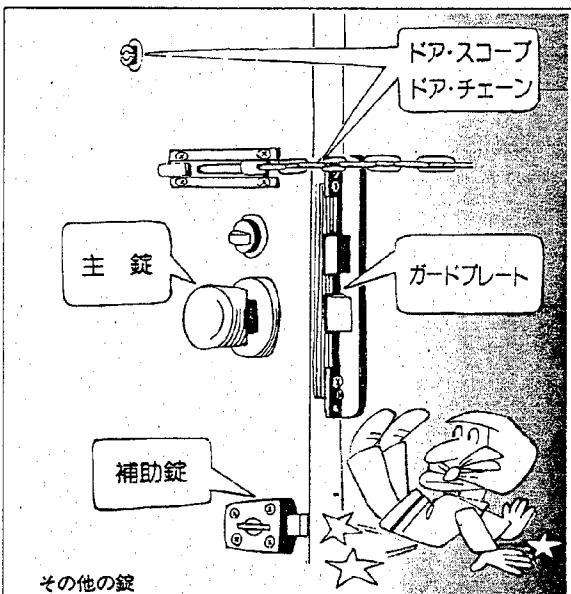
防犯度、を採点する

# 10点以上はます安心

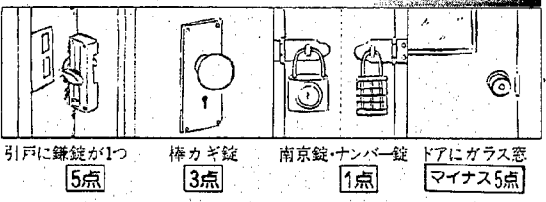


ドロボーよけに

## 玄関のガードを固めよう



その他の錠



## ワン・ドア・ツー・ロックで



まいじた

四月下旬から始まるゴールデンウィーク。気候もよくなり、外出の機会がグンと増えてきます。ところが、空き巣ねらいにとっては、この時期が絶好のかせどき。空き巣ねらいの侵入口をみてみますと、約半数が堂々と玄関から入っており、また、カギをかけ忘れた箇所からの侵入は、三割以上

にものぼっています。うっかり戸締まりを忘れたり、施錠が不完全のために空き巣に入られてガックリしないように、玄関のガードの固めかたを考えてみました。

お宅の玄関のガードは何点でしょうか。十点以上なら、ます安心です。

▽主錠  
シリンドー錠 7点  
円筒錠 〇点

▽補助錠 5点

錠には、戸締まりのうえから分けて、主錠と補助錠があります。玄関など、ふだん開けた主錠に一番適しているのは、カンヌキのついたシリンドー錠です。内側の「握り」にあるボタンを押してドアを開ける円筒錠も玄関に使われますが、シリンドー錠のようにカンヌキがないために、ドロボーにねらわれやすいのが欠点です。

▽ガードプレート 4点

ドロボウの大半は、円筒錠をねらい、ドアと柱のスキ間に針金やドライバーを差し込んでこじ開けます。こうしたカギのこじ開けや錠破りを防ぐのが、ドアのスキ間をふさぐガードプレートです。とくに円筒錠の場合は絶対必要なのです。

▽ドア・スコープ・チェーン 12点

空き巣ではなく、家人がいる時に訪問者を装ってドアを開けさせるまま無理に押し入る強盗犯罪が増えていきます。来訪者が来て、いきなりドアを開けないで、ドア・スコープで相手を確認したり、ドア・チェーンをかけたまま対応するようにしましょう。

# 湯東にも花火を!

湯東村商工会  
青年部

## 寄附金募集

湯東村にお祭り広場が開催されるようになって二年。その日は、花火が打ち上げられるもののほんの微光。そこで商工会青年部が祭りと共に、花火大会を定着させようという考えで、村当局並びに各団体の協力を得て、商工業者及び村民各位の寄附金を募り盛大に挙行することを、商工会青年部役員会に於て決意致しました。

四月下旬から寄附を、お願いに参りますので、何卒暖い御支援と御協力を、よろしくお願い致します。

湯東村の夏の夜空を、極彩色の花火で明るく飾るうではありませんか?

### 『早目』に手続きを

#### 被保険者異動届

三、四月になりますと、就職等のため、転出される人、職場保険へ加入される人がおられるわけですが、被保険者の異動があった場合は早目に住民福祉課窓口で異動の届出をしてください。

また、継続してお医者さんに受診されている人は、職場保険に変更した旨を、職場の保険証を持参の上受診してください。

### 活用下さい、村民手帳

この「村民便利手帳」は、みなさまが役場におこしの時、「不便をおかけしないように作成した窓口案内です。まずひととおり目をおいてください。

広く活用いただき、あわせて村政についての「ご理解」と「ご意見」をお聞かせくだされば幸いです。

### 県議会投票率

八八・八九%

- 選挙当日の最終有権者数は、
- 男一、二三三八計四、六三六人
- 女一、四〇三三人計四、六三六人
- 投票者数
- 男一、〇二八八計四、二二一人
- 女一、〇九三三人計四、二二一人
- 棄権者数
- 男一〇五人
- 女二〇五人
- 投票率
- 男九〇・八二% 計八八・八九%
- 女八七・一〇% 計八八・八九%

### 四月一日〜五月十五日まで

昭和五四年年度の労働保険料(労働保険料と雇用保険料の両方を合わせたもの)の申告、納付の受け付けをしております。

まだ手続きをされていない事業主の方は、お早めに!

詳しいことは、労働基準監督署、労働基準局、県雇用保険課にお尋ね、ご相談ください。



### 野球連盟加賀支部の募集

さあ!! あつまれ。

- 一、加盟資格  
村内に居住する者、又は村内に職場を有する者から構成されたチーム(除学生)
- 二、会費  
九、〇〇〇円(メンバー表と一緒に提出する)
- 三、メ切 五十四年四月二十五日
- 四、申込先

湯東村公民館  
〒日し湯東(三番六) 三三二一五  
湯東村野球連盟



## 花 冷 え

満開の桜の花の下、真新しいランドセルを背負った新入学児が、お母さんに手を引かれて学校へ登校する光景は、春ならではのものです。

ところで、桜の開花は、「春本番が来ましたよ」ということを物語っています。といっても、南北に長い日本列島のこと、3月の後半に九州、四国の南端で咲きだした桜は、1日約20キロメートルの速さで、ま北へ向って進みます。

関東地方が3月末、雪の多い北陸地方は4月10日、本州の最北の青森で4月末、北海道の札幌では5月10日ごろには咲き始め、春到来を知らせてくれます。

この桜前線の移動を見ながり、まことに順調な天気変化の様子がうかがわれますが、実際は、春本番を迎えるにあたって「冬のなごり」がひと騒動します。これが、花冷えと呼ばれる、曇・雨天のはだ寒い天気のことです。せっかく咲いた桜の花も雨にぬれて散ってしまい、押し入れにしまい込んだコートをもまた取り出すということにもなります。桜が満開になるまでは、一時的に寒くなりますのでご注意ください。

### うぶこえ

氏名	年齢	備考	部落
金子孝久美	20	政雪	横戸甲
山岸俊行	20	一三	国見
増井久美子	20	哲夫	横戸乙
佐藤 巨	20	昇	水沢新田
星野 米	20	和	遠藤
児玉健太郎	20	秀雄	五上
佐藤 大介	20	忠男	今井

### おくやみ

氏名	年齢	部落
山口 二一	22	井原
島田 和夫	22	下大
青柳 ミイ	22	下大
大島 仁蔵	67	遠藤

### 作業停電についてお知らせ

▼四月二十六日(木)  
遠藤の一部

